

遊 漁 規 則 の 変 更 内 容

組 合 名 岐阜県矢作川漁業協同組合
 漁業権番号 内共第35号・36号

現 行	変 更 案	変 更 理 由	施行予定 年月日																
第1条、第2条 略 (漁具・漁法の制限) 第3条 全川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から12月31日までは、<u>竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣（針4本まで）、友釣）によってする場合</u>を除き、あゆの遊漁をしてはならない。ただし、友釣についてはリールの使用は禁止とする。	第1条、第2条 略 (漁具・漁法の制限) 第3条 全川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から12月31日までは、<u>次の表に記載された漁法</u>を除き、あゆの遊漁をしてはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">漁業の方法</th><th>区域</th><th>リールの使用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">竿釣</td><td>餌釣、毛針釣</td><td>全域</td><td>可能</td></tr> <tr> <td>オトリ鮎を使用</td><td>全域</td><td>禁止</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ルアー釣 (針4本まで)</td><td>上村川、飯田洞川</td><td>禁止</td></tr> <tr> <td>上記を除く区域</td><td>可能</td></tr> </tbody> </table>	漁業の方法		区域	リールの使用	竿釣	餌釣、毛針釣	全域	可能	オトリ鮎を使用	全域	禁止	ルアー釣 (針4本まで)	上村川、飯田洞川	禁止	上記を除く区域	可能	利用の少ない漁場の有効活用として、リールを使用した鮎のルアー釣りを導入し、若い釣り人の誘致をするため	令和7年 1月1日
漁業の方法		区域	リールの使用																
竿釣	餌釣、毛針釣	全域	可能																
	オトリ鮎を使用	全域	禁止																
	ルアー釣 (針4本まで)	上村川、飯田洞川	禁止																
		上記を除く区域	可能																

(遊漁期間) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。 <table><tr><th>魚 種</th><th>期 間</th></tr><tr><td>あゆ</td><td>6月1日以降組合が定めて公示す</td></tr><tr><td>あまご</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>うなぎ</td><td>4月1日から9月30日まで</td></tr></table> 第5条から第7条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。<u>ただし、第1号の場合において、遊漁者が18歳以下のときは無料、75歳以上の者又は心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳所持者）のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。</u> 1 手釣又は竿釣による遊漁の場合 <table><tr><th rowspan="2">魚種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊漁料</th></tr><tr><th>日釣</th><th>年釣</th></tr><tr><td>あゆ</td><td>手釣・竿釣</td><td>2,000円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>雑魚</td><td>手釣・竿釣</td><td>1,000円</td><td><u>4,000円</u></td></tr></table> 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、18歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類を提示しなければならない。				魚 種	期 間	あゆ	6月1日以降組合が定めて公示す	あまご	3月1日から9月30日まで	うなぎ	4月1日から9月30日まで	魚種	漁具・漁法	遊漁料		日釣	年釣	あゆ	手釣・竿釣	2,000円	10,000円	雑魚	手釣・竿釣	1,000円	<u>4,000円</u>	(遊漁期間) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。 <table><tr><th>魚 種</th><th>期 間</th></tr><tr><td>あゆ</td><td>6月1日以降組合が定めて公示す</td></tr><tr><td>あまご</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>うなぎ</td><td>4月1日から9月30日まで</td></tr></table> 第5条から第7条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 1 手釣又は竿釣による遊漁の場合 <table><tr><th rowspan="2">魚種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊漁料</th></tr><tr><th>日釣</th><th>年釣</th></tr><tr><td>あゆ</td><td>手釣・竿釣</td><td>2,000円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>雑魚</td><td>手釣・竿釣</td><td>1,000円</td><td><u>4,500円</u></td></tr></table> 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、18歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類を提示しなければならない。				魚 種	期 間	あゆ	6月1日以降組合が定めて公示す	あまご	3月1日から9月30日まで	うなぎ	4月1日から9月30日まで	魚種	漁具・漁法	遊漁料		日釣	年釣	あゆ	手釣・竿釣	2,000円	10,000円	雑魚	手釣・竿釣	1,000円	<u>4,500円</u>	減免の対象については第2項で記載しているため削除。 放流種苗の高騰等により放流経費が上がっていることから、遊漁料を見直すため 遊漁料の変更に伴い、減免の料金も変更			
魚 種	期 間																																																						
あゆ	6月1日以降組合が定めて公示す																																																						
あまご	3月1日から9月30日まで																																																						
うなぎ	4月1日から9月30日まで																																																						
魚種	漁具・漁法	遊漁料																																																					
		日釣	年釣																																																				
あゆ	手釣・竿釣	2,000円	10,000円																																																				
雑魚	手釣・竿釣	1,000円	<u>4,000円</u>																																																				
魚 種	期 間																																																						
あゆ	6月1日以降組合が定めて公示す																																																						
あまご	3月1日から9月30日まで																																																						
うなぎ	4月1日から9月30日まで																																																						
魚種	漁具・漁法	遊漁料																																																					
		日釣	年釣																																																				
あゆ	手釣・竿釣	2,000円	10,000円																																																				
雑魚	手釣・竿釣	1,000円	<u>4,500円</u>																																																				

魚種	区分	遊漁料		魚種	区分	遊漁料			
		日釣	年釣			日釣	年釣		
あゆ	心身障がい者（ 身体障害者手帳 又は療育手帳の 所持者）75歳 以上の者	1,000円	5,000円	あゆ	心身障がい者（ 身体障害者手帳 又は療育手帳の 所持者）75歳 以上の者	1,000円	5,000円		
	18歳以下	無料	無料		18歳以下	無料	無料		
雑魚	心身障がい者（ 身体障害者手帳 又は療育手帳の 所持者）75歳 以上の者	500円	<u>2,000円</u>	雑魚	心身障がい者（ 身体障害者手帳 又は療育手帳の 所持者）75歳 以上の者	500円	<u>2,500円</u>		
	18歳以下	無料	無料		18歳以下	無料	無料		
第9条から第12条 略				第9条から第12条 略					